

銀行取引約定書に盛り込む暴力団排除条項参考例の一部改正

(下線部分が改正箇所。)

改 正 後	現 行
<p>第〇条（反社会的勢力の排除）</p> <p>① 私または保証人は、現在、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくな</u> <u>った時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、</u> <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その</u> <u>他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該</u> <u>当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明</u> <u>し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。</u></p> <p>1. <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p>2. <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を</u> <u>有すること</u></p> <p>3. <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三</u> <u>者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用</u> <u>していると認められる関係を有すること</u></p> <p>4. <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するな</u> <u>どの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p>5. <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会</u> <u>的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>② 私または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の<u>一に</u> <u>でも該当する行為を行わないことを確約いたします。</u></p>	<p>第〇条（反社会的勢力の排除）</p> <p>① 私または保証人は、現在、<u>次の各号のいずれにも該当しないこと</u> <u>を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたしま</u> <u>す。</u></p> <p>1. <u>暴力団</u></p> <p>2. <u>暴力団員</u></p> <p>3. <u>暴力団準構成員</u></p> <p>4. <u>暴力団関係企業</u></p> <p>5. <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p>6. <u>その他前各号に準ずる者</u></p> <p>② 私または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に<u>該当</u> <u>する行為を行わないことを確約いたします。</u></p>

改正後	現行
<p>1. 暴力的な要求行為</p> <p>2. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為</p> <p>5. その他前各号に準ずる行為</p> <p>③ 私または保証人が、<u>暴力団員等</u>もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は貴行から請求があり次第、貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。</p> <p>④ 手形の割引を受けた場合、私または保証人が<u>暴力団員等</u>もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、全部の手形について、貴行の請求によって手形面記載の金額の買戻債務を負い、直ちに弁済します。この債務を履行するまでは、貴行は手形所持人としていっさいの権利を行使することができます。</p> <p>⑤ <u>前2項の規定の適用により、私または保証人に損害が生じた場合にも、貴行になんらの請求をしません。また、貴行に損害が生じたときは、私または保証人がその責任を負います。</u></p>	<p>1. 暴力的な要求行為</p> <p>2. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為</p> <p>5. その他前各号に準ずる行為</p> <p>③ 私または保証人が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は貴行から請求があり次第、貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。</p> <p>④ 手形の割引を受けた場合、私または保証人が第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、全部の手形について、貴行の請求によって手形面記載の金額の買戻債務を負い、直ちに弁済します。この債務を履行するまでは、貴行は手形所持人としていっさいの権利を行使することができます。</p> <p>(免責・損害賠償規定を追加)</p>

改正後	現行
⑥ <u>第3項</u> または <u>第4項</u> の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。	⑤ <u>前2項</u> の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

以上